

平成 26 年度
社会福祉法人指導監査結果報告書

中津市福祉部監査指導室

I 指導監査の実施方法等について

1 指導監査の実施方法

社会福祉法人の指導監査は、関係法令・通知、中津市社会福祉法人指導監査実施要綱、平成 26 年度中津市所管社会福祉法人指導監査実施方針等を基に、役員・評議員の選任手続きの状況、役員の報酬の妥当性及び報酬規程の整備状況、理事会及び評議員会の開催状況、監事監査の実施状況、法人の契約手続きの状況、会計及び現金管理の状況、社会福祉法人内での資金移動の状況を重点項目として、実地にて監査を行った。

中津市は、社会福祉法人の運営・会計を中心として監査を行い、施設、事業の状況及び経理については、引き続き大分県が実施する。

II 指導監査の実績について

1 指導監査における評価基準

指導監査を行うにあたっては評価基準を設け、「文書指摘事項」「口頭指摘事項」「助言事項」の 3 項目に分類した。文書指摘事項及び口頭指摘事項については、法人に対して文書により通知を行った。文書指摘事項については、是正改善状況又はその計画について報告期限を設け、法人から文書による報告を求めた。

文書指摘事項	<ul style="list-style-type: none">・ 関係法令、通知等に抵触しており、その内容が比較的著しい事項・ 以前に口頭指摘を受けた事項で、数年経過しても是正・改善されていない事項
口頭指摘事項	<ul style="list-style-type: none">・ 関係法令、通知等に抵触しているが、その内容が比較的軽微な事項・ 改正された法令、通知で周知期間が十分経過していないものに抵触しているが、重大な支障を生じていない事項
助言事項	<ul style="list-style-type: none">・ 不備の程度がより軽微な事項及び社会通念に照らして改善が望まれる事項

2 指導監査の改善指導件数

平成 26 年度に実施した指導監査における指摘件数は、下記のとおりとなった。

中津市所轄の 社会福祉法人数	26 年度監査 実施法人数	改善指導件数		
		文書指摘件数	口頭指摘件数	合計
29	17	50	71	121

3 指導監査の指摘内容

平成 26 年度に実施した指導監査の文書及び口頭指摘件数の法人別内訳は、以下のとおりである。

傾向として、「監事の選任要件を満たしていない」、「理事長専決事項の理事会未報告」、「公印規則、定款施行細則等法人の管理運営に必要な規定の未制定」が目立った。今年度は、入札、契約方法に誤りのある法人が複数あり、公共的な法人として遵守すべき事項への認識の不足が感じられた。また、「会計責任者と出納職員の兼任」、「借入金償還計画の未作成」、「財務諸表の不突合」などが見受けられ、財務・会計に対する法人の体制が十分でない点も感じられる。

Ⅲ 指導監査結果の総括について

1 留意点

(1) 中津市内の法人の傾向

一事業のみを実施する小規模法人は、社会福祉法人に関する事務と事業に関する事務を、理事長（施設長）と少数の事務員が行っている場合が多い。特定の個人の知識、能力に依存して運営されているため、社会福祉法人の制度や運営に対する理解には法人により差がある。また、中心となっていた理事長等が交代し、法人全体の運営に支障を来すケースが出てきている。

複数の事業を行う法人は、評議員会を設置しており、事務局の側には、評議員会や理事会の審議にかけることを嫌う傾向が見られる。

(2) 社会福祉法の改正

平成 27 年度以降に、社会福祉法人制度に関する法改正が行われる。理事会、理事長、理事、監事の職務、責任等が法令で明示されるとともに、評議員会を必置とし、議決機関とする等の改正が見込まれている。

また、余裕財産を使って地域公益活動を行うことが義務付けられる見込みであり、法人の人的、事務的な負担が増すと考えられる。

2 定款について

社会福祉法人の定款は、「社会福祉法人定款準則」に基づき各法人が制定する。基本財産の土地・建物や実施する事業の記載漏れや誤りが散見され、改正を促した。

3 理事、監事、評議員について

社会福祉法人定款準則において、理事を 6 名、監事を 2 名以上任命することとされて

いる。

理事及び監事については、社会福祉法 36 条 4 項に欠格条項が規定されており、これらに該当しないことを法人として確認したうえで、選任しなければならない。また、理事会の構成要件については、社会福祉法人の認可について（厚生省大臣官房障害保健福祉部長等連名通知）に規定されており、親族等の特殊関係者の数を判定するためには、他法人での役職就任状況の把握が必要である。これらのことから、「履歴書」、「成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書」、「社会福祉法人役員活動状況証明書」等の書類を取得、保管することが必要である。これらの書類に不備がある法人については、取得するように指導した。

監事については、「財務諸表を監査できる者」と「学識経験者又は地域福祉関係者」を選任しなければならない。要件を満たした監事の構成とすることは、社会福祉法人の適正な運営のために必要であるが、特に財務諸表を監査できる者を見つけることは困難である。そのため、即座に交替とするのではなく、要件を満たす者を出来る限り早く、次期改選までには確保するように指導を行った。監事の役割業務についても説明を行った。

役員（理事・監事）、評議員の選任時に取得・保管する書類

<役員・評議員共通>

- ・ 就任承諾書
- ・ 委嘱状（写し）
- ・ 履歴書

再任の場合であっても履歴書は新たに必要であること。社会福祉法人、医療法人、NPO法人、会社等の他法人の職歴、役職状況について履歴書によって把握すること。

<役員のみ>

- ・ 欠格事項に該当しないことの申立書
- ・ 身分証明書

再任の場合で、すでに本書類を保管している者については、省略できる。

- ・ 成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書
- ・ 役員活動状況証明書

当該法人以外の社会福祉法人の役員に就任している場合に、就任している社会福祉法人から活動状況証明書を取得する。

- ・ 印鑑登録証明書

再任の場合で、すでに本書類を保管している場合は、省略しても差し支えないが、在任中に登録印や記載内容に変更があった場合は再取得が必要である。

4 理事長専決事項の理事会への報告について

社会福祉法人の業務の決定は、意思決定機関である理事会が行う。ただし、日常の業務については、あらかじめ理事会で理事長の専決範囲を定めて処理させ、後日、その専決した事項を理事会に報告させることができる。

理事長の専決後に、理事会への報告を行っていない法人や報告を行った旨の議事録への記載がない法人が多く見受けられた。各法人の定款の規定に従い、理事長専決事項は必ず理事会に報告し、議事録に残すよう指導を行った。

5 契約について

社会福祉法人は、国や地方公共団体と同様に、契約の種類や予定額に応じて、一般競争契約、指名競争契約、随意契約の別に分けて入札等の手続きを行わなければならないが、この点の認識が不十分で、誤った契約となっている法人が見られた。

また、原則として、契約は理事長名義で締結しなければならないが、施設長名義や理事長の個人名義などになっている法人が見受けられた。法人が理事長個人と利益相反となる事項の契約を締結する場合は、理事会で選任した他の理事が理事長の職務を代理して契約を行わなければならないが、この点についても不備が見受けられた。

社会福祉法人の契約については、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（厚労省課長通知）」が平成12年に発出されており、この通知を示して注意・改善を促した。

6 諸規程について

法人においては、定款以外に、運営に当たって必要な規程を整備する必要がある。この点について、小規模な法人では、規程の整備の必要性を感じていない場合もあるが、上記の1(1)に記したように、法人運営に支障を来すケースが出てきており、理事長や事務員が交代しても問題が生じないように、運営の基本となる規程を定めるよう促した。また、法人の意思決定は理事会が行い、理事長や事務局はこの決定に沿って事務を執行するという観点からも、理事会で諸規程を決定する必要がある。

7 会計（経理）について

会計・経理については、平成25、26年度の監査の重点項目の一つであり、また、財務諸表のホームページ上での公開に対応するため、法人内の資金移動や各計算書の整合性等をチェックした。平成27年度以降は、社会福祉法人の会計が新会計基準に統一されるため、これに備えて経理規程や財務関係書類を変更しているかどうかを確認した。

法人の大小にかかわらず、会計処理が会計ソフトの会社や税理士事務所等に任せきりになっている法人が見受けられ、運営費の使途範囲や積立金の取崩し等、誤った支出が行われないう、注意を要する。

なお、財務諸表に不突合が見られた法人については、支出根拠や仕訳処理等を確認して訂正するよう指導を行った。

8 社会福祉事業を行う土地の地上権等の設定について

社会福祉法人は、その財政的基盤として社会福祉事業を行うために必要な資産を有していなければならない。

社会福祉事業を行うために直接必要な不動産については、原則として、国若しくは地方公共団体からの貸与を除き、法人が所有しなければならない。ただし、土地（一部の

建物) について、貸与によることができる要件が緩和されてきており、その場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、登記を行わなければならない。法人によっては、地上権等の未設定や未登記の状況が見られたため、該当する法人については、指導を行った。

9 理事長、理事会及び評議員会について

理事会及び評議員会への欠席が目立つ法人が見受けられた。該当する法人については、全員が出席できるように日程を調整すること、欠席が常態化している理事や評議員は交代し、実質的に運営に参画できる者を任命するよう指導を行った。

また、理事長の勤務日数が少ない法人が見受けられたため、日々の業務や専決事項の処理に支障を来さないように勤務日数を確保すること、出勤が困難な場合は他の者の選任を検討するよう指導を行った。